

## 信州木材製品認証工場の備えるべき要件

### (総括的事項)

- 第 1 認証工場は、原則として次の各号に掲げる条件をみたさなければならない。
- (1) 信州木材製品認証実施要領第 6 に規程する認証基準で定める品質基準及び寸法基準に適合する製品を製造することができる機械及び施設を所有していること。
  - (2) 認証製品の製造工程において、委託等により他の工場が一部の工程を担う製造方式を取る場合は、第 5 の要件を満たしていること。
  - (3) 品質管理を充分に行うことのできる体制が整備されていること。

### (施設基準)

- 第 2 認証工場は、原則として次の各号に掲げる施設を所有していなければならない。
- (1) 作業場
    - ア 広 さ  
原木・仕掛品・製品などの運搬作業及び選別作業が、作業場に積まれた原木・仕掛品・製品などのために支障をきたさずに行える広さであること。
    - イ 明るさ  
材料が乾燥基準・品質基準及び寸法基準に適合しているかどうかを調べる場合に、機械の操作・計器の読み取り・材面の欠点などを容易に見ることができる明るさであること。
  - (2) 保管施設  
製品の保管施設は、工場の製造規模に応じた広さであること。

### (品質管理)

- 第 3 認証工場は、製品の品質を確保するのに必要な品質管理器具を所有していなければならない。
- 2 認証工場は、品質管理を行う部門が製造部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。  
また、認証工場では、品質管理に関する企画実行記録の活用が行われ、品質管理委員会・技術会議など品質管理を推進するための組織化がなされていなければならない。
  - 3 認証工場は、品質管理に関する検査規定・その目標など、品質管理基準を有していなければならない。
  - 4 認証工場は、品質管理基準に基づいた管理を行い、その記録を保持していなければならない。

### (製造管理)

- 第 4 認証工場は、製造工程が同じ対象品目毎及び樹種毎に「信州木材認証製品製造基準」を作成し、製品センターへ提出し、審査委員会の審査を受けなければならない。
- 2 認証工場は、製造基準の従業員への周知を図り、意識の向上等に努めなければならない。

**(他の工場が工程の一部を担う製造方式)**

- 第 5 認証製品の製造において、他の工場へ工程（製材、乾燥、仕上げ）の一部を委託等している場合、認証工場は第 1 から第 4 に定める事項の他、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。
- ( 1 ) 製品の責任は認証工場が負うこと。
  - ( 2 ) 製造工程のうち、乾燥工程又は仕上げ工程のいずれかの工程を認証工場が行っていること。特に、仕上げ工程を他の工場へ委託している場合は、製品出荷時における認証技術員の検査が確実になされていると認められること。
  - ( 3 ) 製造工程の一部を担う工場と認証工場との間に委託内容が書面で締結されており、さらに品質管理基準を共有し、認証技術員の指導が行き届いていること。
  - ( 4 ) 委託先の工場についても認証検査員が現地調査を実施し、該当工程が認証基準に定める品質基準・寸法基準に適合することが確認されていること。ただし、委託先が認証工場の場合は、現地調査は必要としない。
  - ( 5 ) 委託先の工場において製品管理が明確になされており、他製品との混合が生じないこと。
  - ( 6 ) 県内の施設において技術的に困難な場合を除き、製造工程の一部の委託は県内の施設において行うこと。